

マイナンバー制度に 対する基本的な 考え方と 対応について

■マイナンバー制度に対する現実的な対応について
現実的な対応として、同盟員及び各地区における各種法人を含む事業者、企業連における当面の対応の考え方については下記の通りである。

(1)同盟員等に対する対応について

●個人番号の対応について
個人番号については社会保障、税、災害対策の分野に限定されていることから、それ以外の分野には提供しないよう、注意喚起の徹底をはかる。あわせて、今後、社会保障、税、災害対策以外にも自治体独自であったり、民間の番号活用が予想されるが、何らかの形で個人情報流出したり情報漏洩する危険性があることを十分認識した上で、個人番号、個人通知カード、個人番号カードの保管・管理には十分気をつけるよう注意喚起の徹底をはかる(「個人通知カード」には後に申請して発行される「個人番号カード」とは違い、ICチップや顔写真はついていない)。

●勤務する職場における対応について

勤務する事業所・法人等から番号の提示を求め

られた際、就業規則で提出を義務づけられている等の場合には処分・不利益を被る可能性が否定できない。その事業所・法人等において社会保障や税といった利用目的を越えていないこと、特定個人情報保護方針や個人情報保護規程、情報の取得や廃棄の規程が整備される等、情報が漏洩しないよう個人情報が厳重かつ安全管理されている等の方針を確認した上で、適切

に対応する。
●各種法人を含む事業者及び企業連の対応について
事業者としての対応について
マイナンバー法の関係法令整備法によって、個人番号を行政への提出書類に記載する義務が各個人別法で規定されていることから、事業者にはその遵守が求められる。しかし事業者が、従業員等の個人番号を必要な書類に

記載して、行政機関等又は健康保険組合等に提出する個人番号関係事務を行う場合には、利用目的を越えた個人番号の利用の禁止を明確にし、情報が漏えいしないための必要な安全管理処置を図り、必要な手続きを定めた各種規程を整備する等、法令にもとづいて適切に対応していく必要がある。

●当該自治体に対する対応について
●個人情報保護の徹底と
本人通知制度等の周知
当該自治体においても個人情報漏洩しないよう厳重かつ安全に管理されること、安易な利用拡大を図らないこと、登録型本人通知制度や被害告知型制度の整備、マイナンバー制度とセットにした啓発活動の充実、登録者拡大にむけた取り組みを実施すること等、要請する。

昨年10月にマイナンバー制度がスタートして1年が経過する。そもそもこのマイナンバー制度は、税と社会保障を充実させるものとして、鳴り物入りでスタートした。住民票をもつ日本国民だけでなく、中期の在留外国人や特別永住者、一人ひとりに12桁(法人は13桁)の番号が振り分けられ、この番号をもとに行政の各種手続きが簡素化され効率化がすすむというものだ。はたしてそうだろうか。この1年を振り返ると、届くはずのマイナンバー通知封書が本人まで届いていないことや自己責任で申請するマイナンバーカードの番号違いや他人のカードが届くという報告が表面化している。私たちはこの制度をめぐって、この1年間各市町村行政と話を

ある。数年前に発覚したプライバシー事件では、弁護士や税理士など8土業に認められている「職務上請求用紙」を不正に使用し、個人の戸籍や住民票が悪徳業者に売買されてきた事実が明らかにされた。そのうえ一連の捜査のなかで行政の職員をはじめ、陸運局・ハローワーク・各種携帯会社の職員が

すまじや詐欺、インターネットのハッキングの問題等々さまざまな不安要素が存在している。

このほど、このマイナンバー制度への部落解放同盟の基本的な考え方が明らかにされた。それは①人権尊重・個人情報保護の観点からマイナンバー制度には基本的には反対の立場をと

遵守を前提として、マイナンバー制度にたいして適切に現実対応していくことが必要。④同時に民間等の番号活用等に拡大させないこと、情報漏洩や人権侵害につながるならないよう、個人情報保護、セキュリティ、安全管理措置、職員研修・教育の徹底を当該地方自治体等に求めていく。⑤人権侵害を未然に防いでいくためにも、戸籍や住民票を第三者が取得した場合に本人に通知する「登録型本人通知制度」への早期登録を促すことである。

「人権って、私や仕事・家庭に関係あるの?」と題し、大西英雄・おとなの学び研究会からさまざまな企業への人権及び社会責任に関するアンケート調査につ

たに一番欠けているものを勉強できるように「わかって」といわれたことなど、わかりやすい講演だった。最後に、伊都地方連絡協議会の山下・副会長から「21世紀は人権の時代であり、まだまだ発展させないといけない。また、行政と地域ともども二人三脚となつてとりくみをすすめていくことが重要」と閉会のあいさつがされた。

主張 みずからの情報は 自分で守る!

個人情報情報を漏洩させ、金銭を稼いでいたとして逮捕された。これは犯行におよんだグループが金銭を提示し各公共機関や行政職員に近づき個人情報取得していったもので、制度そのもののセキュリティが確立されていないのもそれを取り扱う人間の意識を高めていかなければならない。また、なり

る。②マイナンバーの取り扱いによって差別や偏見、その他の不利益が生じるおそれがある、慎重な取り扱いが求められる個人情報保護を「要配慮個人情報」と位置づけ、本人の意思がないところで第三者に提供されないように特別の規定が設けられること。③改正個人情報保護法や現行法制度の

これらの点に留意し、みずからの情報は自分で守るという闘いを構築していくことが重要である。
なお、マイナンバー制度への現実的な対応については、本誌右側(→)に掲載する。



自身の体験を交えて講演する大西さん

「人権ってあたりまえ」 講師の研修

伊都地方人権尊重連絡協議会が主催するこころの研修が7月22日、かつらぎ総合文化会館でひらかれ、約250人が参加した。

「人権って、私や仕事・家庭に関係あるの?」と題し、大西英雄・おとなの学び研究会からさまざまな企業への人権及び社会責任に関するアンケート調査につ

いて講演された。講演では、講師の体験や失敗談、会社で人権担当になったことを家族に「よかったね。あん

文化の窓

「ニライカナイから届いた言葉」

一声に出して味わいたいウチナーグチー

著者:我部政美、講談社、発行:2009年1月20日
ISBN:978-4-06-215141-2

沖縄・伊平屋島出身のライターが、おじい・おばあから聞いた「黄うの言葉」(くがの歌)、(まじの言葉)、(あまの言葉)、(あまの言葉)、(あまの言葉)を、島言、美言、を



◆お問い合わせは県連・教宣部まで
TEL 073-473-2301